

新台設置と部品交換等のルール制定

遊技機の健全な流通を強化

4月1日施行「要綱」と「業務委託」

「製造業者遊技機流通健全化要綱」と「遊技機製造業者の業務委託に関する規程」が2月1日付で

制定された。4月1日から施行される。要綱と業務委託規程は日工組、日電協が作成し、日電協が協力した。目的は、遊技機の型式の同一性の担保と不正改造等を防止するため、遊技機の流通健全化を強化すること。これを受けて日電協が主管する「遊技機取扱主任者に関する規程」の一部も4月1日付で改正・施行される。

メーカーの責任を明確化

要綱は基本的に製造業者が直接行う業務（販売・運送・設置確認・点検確認・部品交換等）を規定し、製造業者の責任を明文化した。一方、業務委託規程は製造業者がそのいった業務を自分ではできない

場合に業務委託をする事項をまとめた。

業務委託規程によって遊技機取扱主任者の資格を持つ者の業務が広がった。設置確認業者に関しては、遊技機の取扱いに従事する従業者に対する取扱主任者の比率が30%以上を占め、かつ製造業者の推薦がある者について設置確認、点検確認ができるように新しく規

定された。

広がる取扱主任者の業務

ホールの関係で、指定営業所に所属する遊技機管理員（取扱主任者）が、出玉性能に影響のない部品（「特定部品」以外の部品）について部品交換、点検確認できることになった。ただ、現在ホールで取扱主任者の資格を持つ者が少ない

ため、経過措置として、日工組及び日電協が、遊技機管理員を保有する営業所の数が十分であると認めるまでの当分の間、営業所管理者を遊技機管理員とみなすとしている。

また、「遊技機取扱主任者に関する規程」の改正では、第11条の取扱主任者の業務に「(8)前各号に掲げるもののほか、遊技機製造業者の業務委託に関する規程（平成28年日本遊技機工業組合規程第4号、日本電動式遊技機工業協同組合規約第38号）の規定に基づき遊技機取扱主任者が行うこととされた業務」を加えた。これは今回の業務委託規程に書かれた業務を指している。さらに第15条にそれに伴う処分の規定を加えた。

製造業者遊技機流通健全化要綱

日本遊技機工業組合（日工組要綱 第1号）

日本電動式遊技機工業協同組合（日電協規約 第37号）

（目的）

第1条 この要綱は、日本遊技機工業組合（以下「日工組」といふ。）及び日本電動式遊技機工業協同組合（以下「日電協」といふ。）の組合員が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法

律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」といふ。）に基づく

検定を受けた型式の遊技機を流通、設置等するにあたり、検定を受けた型式を担保し、不正改造等を防止するため、製造業者として遵守すべき事項を定め、遊技機流通等

の一層の健全化を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号のとおりとする。
(1) 「製造業者」とは、日工組又は日電協に加盟する遊技機製造業

者をいう。

(2) 「加盟組合」とは、製造業者が加盟するそれぞれの組合をいう。

(3) 「営業所」とは、風営法の許可を受けた、ばちこ営業所をいう。

(4) 「遊技機」とは、風営法に基づく検定を受けた遊技機をいい、営業所に設置されたことのない遊技機を「新台」という。

(5) 「販売」とは、営業所に販売する行為全般（貸付を含む。以下同じ。）をいう。

(6) 「設置確認」とは、営業所に設置した遊技機が検定を受けた型式に属する遊技機であることを確認することをいう。

(7) 「点検確認」とは、営業所に設置されている遊技機が部品交換された場合、当該遊技機が検定を受けた型式に属する遊技機であることを確認することをいう。

製造業者が型式を担保

(製造業者の責務)

第3条 製造業者は、工場から出荷する遊技機の流通、設置、部品交換等において、製造業者として流通の安全を確保するとともに、

当該遊技機の型式を担保し、営業所に供するために係る責任を負うものとする。

(法令等の遵守)

第4条 製造業者は、風営法、関係法令、加盟組合の内部規約（以下「内規」という。）等を厳格に遵守しなければならない。

(保証書)

第5条 製造業者は、新台販売の際、設置確認をする前提で、営業所に設置する遊技機の型式を疎明する書類として、様式第1号の保証書を発行するものとする。

2 製造業者は、営業所に設置されている遊技機の部品交換をする場合は、点検確認をする前提で、変更後の当該遊技機が当該型式に属するものであることを疎明する書類として、様式第2号の保証書を発行するものとする。

(販売業務)

第6条 製造業者は、新台を営業所に販売するに当たり、風営法、関係法令、加盟組合の内規等を遵守する旨が記載された契約を結ばなければならない。

運送中の開封防止、確認

(運送業務)

<様式第1号>新台設置における型式保証

別記様式第2号(第12中の13(9)関係)

(製造業者又は輸入業者用)

保 証 書				
当社が販売し・貸し付けた下記の遊技機については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第4項の検定を受けた型式に属するものとして営業所に設置されることを保証します。				
年 月 日				
公安委員会 殿				
製造業者等の氏名又は名称及び住所				
記				
設置先	営業所の所在地			
	営業所の名称			
	営業者の氏名又は名称			
遊技機の種類		型式試験番号		
型 式 名				
検定年月日	年 月 日	検定番号		
遊技機の製造番号等	遊技盤番号等	遊技盤の枠番号等	主基板番号等	
ばちこ遊技機等				
回胴式遊技機	本体製造番号等(回胴部)	本体製造番号等(筐体部)	主基板番号等	

注) この書類は作成した日から50日以内に提出しなければならない。

備考

- 1 作成者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3 「設置先」の欄は、売買契約等の締結内容に沿って記載すること。
- 4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 6 管理記号は必要により記載すること。

<様式第2号>②部品交換における型式保証

別記様式第3号(第12中の13(1)、第17中の8(1)ア(イ)、第17中の8(3)オ(イ)関係)

(製造業者又は輸入業者用)

保 証 書				
下記遊技機については、点検・確認することにより、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第4項の検定を受けた型式に属するものであることを保証します。				
年 月 日				
公安委員会 殿				
製造業者等の氏名又は名称及び住所				
記				
用途	部品変更・中古機移動・認定			
設置先	営業所の所在地			
	営業所の名称			
	営業者の氏名又は名称			
遊技機の種類		型式試験番号		
型 式 名				
検定年月日	年 月 日	検定番号		
遊技機の製造番号等	遊技盤番号等	遊技盤の枠番号等	主基板番号等	
ばちこ遊技機等				
回胴式遊技機	本体製造番号等(回胴部)	本体製造番号等(筐体部)	主基板番号等	
部品の変更				

注) この書類は、作成した日から50日以内に提出しなければならない。

備考

- 1 作成者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3 「中古機移動」は、風俗営業の営業所に設置されたことのある遊技機を営業所に設置することを意味する。
- 4 「設置先」の欄は、売買契約等の締結内容に沿って記載すること。
- 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 7 管理記号は必要により記載すること。

第7条 製造業者は、販売した遊技機については、契約に基づき営業所に輸送し責任を持って引き渡さなければならない。

2 製造業者は、遊技機の営業所への納品に当たっては、梱包を厳重にするとともに、開封の痕跡が残る措置を施し、運送中の開封防止に配慮するなど、運送中のセキュリティ対策に努め、開梱されていないことを確認の上、営業所責任者へ引き渡すものとする。

3 製造業者は、自社の工場又は倉庫から遊技機を営業所まで運送する際は、別に定める遊技機運送管理票に必要事項を記入作成し、保管するものとする。

4 製造業者は、遊技機の運送については、本条に定める規定のほか、加盟組合の内規により運用を行うものとする。

作業従事者の厳格管理

(設置及び設置確認業務)

第8条 製造業者は、営業所が行う変更承認申請手続きに係る新台の設置について、当該遊技機が検定を受けた型式に属するものであることを確認しなければならない。
2 製造業者は、設置確認を行う

に当たっては、別に定める遊技機設置確認書に必要事項を記入作成し、保管するものとする。

3 製造業者は、設置において、自社以外の者が作業を行うときは、当該業務の重要性について理解させ、作業従事者に以下の内容について誓約させる等、厳格に管理しなければならない。

- (1) 暴力団等反社会的勢力又はこれらの勢力と密接な交友関係がある者に該当しないこと。
- (2) 過去5年間に遊技機の不正改造に関与したことがないこと。
- (3) 関係法令を遵守し製造業者から受けた説明どおり作業に従事すること。

部品の同一性を確認

(部品交換及び点検確認業務)

第9条 製造業者は、営業所が行う変更承認申請手続きに係る遊技機の部品の交換に際しては、当該遊技機の構造、材質又は性能に影響を及ぼす改造その他変更が無いことこの点検確認を行うものとする。
2 製造業者は、部品の交換に伴う点検確認を行うに当たっては、別に定める部品交換確認書に必要事項を記入作成し、保管するもの

とする。

3 遊技くぎを故意に曲げた形跡があるなど不正改造の疑いがあり、遊技機の型式の同一性を保証できないおそれがあるときは、部品交換については認めないものとする。

5団体と情報共有、協議

(関係団体との連携)

第10条 日工組及び日電協は、この要綱の目的を遂行するため、次の各号に掲げる団体（以下「関係団体」という。）に協力を求めるとともに、情報を共有し、必要な事項を関係団体と協議するものとする。

- (1) 一般社団法人 日本遊技関連事業協会
- (2) 全日本遊技事業協同組合連合会
- (3) 全国遊技機商業協同組合連合会
- (4) 回胴式遊技機商業協同組合
- (5) 遊技機運送事業協同組合連合会

(機歴の管理)

第11条 製造業者は、遊技機の出荷から廃棄までの遊技機及び基板交換の流通履歴（以下「機歴」という。）に関する情報を管理するものとする。

2 機歴情報の管理は、加盟組合の内規に従い実施するものとする。

3 機歴情報の管理を行うに当たっては、関係団体に協力を求め、必要な事項について協議するものとする。

(遊技機のリサイクル)

第12条 製造業者は、使用済み遊技機の処理については、加盟組合の内規に従い実施するものとする。

不正情報を組合、団体へ

(不正遊技機情報等の報告義務)

第13条 製造業者は、遊技機の不正改造、不正行為等に関する情報を入手したときは、速やかに加盟組合に報告しなければならない。

2 前項の規定により報告を受けた日工組及び日電協は、必要に応じて関係団体に報告するものとする。

3 日工組及び日電協は、不正遊技機情報の収集と関係団体との情報共有に努めるとともに、必要な事項については関係団体に協力を求め、協議するものとする。

(違反の場合の措置)

第14条 製造業者がこの要綱に違反した場合の措置は、その加盟組合の内規により行われるものとする。

(業務委託)

第15条 製造業者は、第6条乃至

第9条に規定する業務を委託する場合は、別に定めるところにより行うこととする。

(改正)

第16条 この要綱を改正する場合は、日工組及び日電協が協議の上、行うものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱を実施するために必要な事項は、日工組及び日電協が協議の上、定めるものとする。

附則

制定 平成28年2月1日
施行 平成28年4月1日

(経過措置)

遊技くぎに関する第9条の規定については、平成28年4月1日以降に新台として設置される新たな型式の遊技機から適用する。

遊技機製造業者の業務委託に関する規程

日本遊技機工業組合（日工組要綱 第4号）
日本電動式遊技機工業協同組合（日電協規約 第38号）

(目的)

第1条 この規程は、日本遊技機

工業組合（以下「日工組」という。）及び日本電動式遊技機工業協同組合（以下「日電協」という。）で取り決めた製造業者遊技機流通健全化要綱（以下「要綱」という。）第15条に基づき、製造業者が製造する遊技機の販売において、その流通過程の業務委託に關し必要な事項を定め、もって遊技機流通の健全化及び適正化に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、要綱で定めるもののほか、

次の各号のとおりとする。

(1) 「業務委託」とは、第3条各号に

定める業務を委託することをい

う。

(2) 「受託業者」とは、第3条各号の業務について、製造業者から委託を受けた者をいう。

(3) 「新台販売業者」とは、第4条第2号に規定されている業者で、業務委託されたものをいう。

(4) 「指定運送業者」とは、第4条第3号に規定されている業者で、業務委託されたものをいう。

(5) 「設置確認・点検確認業者」（以下「確認業者」という。）とは、第4条第4号に規定されている業者で、業者で、業務委託されたものをいう。

(6) 「特例営業者」とは、風営法第10条の2第1項の規定により認

定された特例風俗営業者で、第4条第4号の規定により、業務委託先として指定されたものをいう。

(7) 「指定営業所」とは、第4条第5号の規定により、業務委託先として指定された営業所をいう。

(8) 「部品」とは、日電組又は日電協が別に指定した部品をいう。そのうち、「特定部品」とは日電組又は日電協が別表に定める遊技機の出玉性能に影響するお

定された特例風俗営業者で、第4条第4号の規定により、業務委託先として指定されたものをいう。

(7) 「指定営業所」とは、第4条第5号の規定により、業務委託先として指定された営業所をいう。

(8) 「部品」とは、日電組又は日電協が別に指定した部品をいう。そのうち、「特定部品」とは日電組又は日電協が別表に定める遊技機の出玉性能に影響するお

そののある部品をいう。

(9) 「取扱主任者」とは、一般社団法人日本遊技関連事業協会の遊技機取扱主任者に関する規程（平成16年規程第1号）第2条第1項に規定する遊技機取扱主

任者をいう。

(10) 「取扱管理者」とは、特例営業者の営業所の管理者であつて、かつ、取扱主任者であるものをいう。

(11) 「遊技機管理員」とは、指定営業所に所属する取扱主任者をいう。

(12) 「登録販売業者」とは、一般社団法人日本遊技関連事業協会の遊技機販売業者登録に関する規程（平成6年規程第1号）により登録された販売会社をいう。

(業務委託)

第3条 製造業者は、次の各号の業務を委託する場合は、適切に選定した業者に行わせなければなら

ない。

(1) 新台の販売に係る業務

(2) 新台の運送に係る業務

(3) 新台の設置確認業務及び部品交換後の点検確認業務

(選定基準)

第4条 受託業者は、次の各号の基準に該当するものに限るものとする。

(1) 法人又はその役員において、過去5年間法令違反（風営法によ

委託業者に厳格な資格

不正許さぬ誓約を記載

(業務委託契約)

第5条 製造業者は、業務委託契約を締結するに当たっては、受託業者に委託する業務内容、委託範囲等を明確にし、具体的な契約を締結しなければならない。

2 製造業者は、前項の業務委託契約を締結するに当たっては、受託業者がこの規程の内容について理解させ、次の各号を満たした事項を記載させなければならない。

- (1) 関係法令、要綱及びこの規程の遵守
- (2) 遊技機の不正改造に関与しないこと
- (3) 暴力団等反社会的勢力又はこれらの勢力と密接な交友関係がある者に該当しないこと
- (4) その他健全化に反する業務を行わないこと

第6条 受託業者は、あらかじめ製造業者の承認を得たときに限り、受託した業務の全部又は一部を別の業者に再委託することができる。

2 前項の承認を求めるときは、受託業者は、再委託する業者が第

4条及び第5条の要件を充足するものであることを説明しなければならない。

3 製造業者は、再委託の承認については前項の説明を十分審査するとともに、再委託を受けた業者についても受託業者に準じた管理をするよう努めなければならない。

4 再々委託については、特段の事情がない限り認めないものとする。

委託できる業者の範囲

(遊技機の管理)

第7条 製造業者は、受託業者に対して委託に係る業務の適正な実施を図るため、契約の内容、業務の履行状況等について管理するなど、製造業者として必要な措置を講ずるものとする。

2 製造業者は、日工組及び日電協が指定する、営業所の経営法人が管理する倉庫を経由して遊技機を営業所へ納品及び設置するときには、遊技機の納品・設置及び設置確認を、当該営業所の経営法人に委託できるものとする。

(指導・教育)

第8条 製造業者は、受託業者に對し、関係法令等の遵守、遊技機

取扱いに関する知識その他この規程に定める事項について指導・教育を行わなければならない。

(新台販売業務)

第9条 製造業者は、新台の販売業務を委託する場合、新台販売業者に委託しなければならない。

(運送業務)

第10条 製造業者は、新台の運送業務を委託する場合、指定運送業者に委託しなければならない。

2 製造業者は、遊技機の指定運送業者への引渡しに当たっては、当該指定運送業者の社員であることを確認するものとする。

3 製造業者は、繁忙期等で指定運送業者がやむを得ず備車を行うときは、事前に備車先に第5条第2項を満たすことを誓約させ、製造業者に承認を求めさせるものとする。

(設置確認業務)

第11条 製造業者は、新台の設置確認業務を委託する場合、新台販売業者、確認業者又は特例営業業者に委託しなければならない。

2 新台の設置確認業務は、新台販売業者若しくは確認業者に所属する取扱主任者又は取扱管理者に限るものとする。

る指示処分を除く)がなく、かつ、第2号及び第3号に掲げる団体の内規による業務又は資格の停止処分期間中でない者

(2) 前条第1号においては、第1号を満たし、全国遊技機商業協同組合連合会傘下の各地区遊技機商業協同組合又は回胴式遊技機商業協同組合に加盟している登録販売業者である者

(3) 前条第2号においては、第1号を満たし、遊技機運送事業協同組合連合会傘下の組合に加盟している者

(4) 前条第3号においては、第1号を満たし、かつ、次の各号のいずれかに該当する者

ア 第2号に該当する者
イ 遊技機の取扱いに従事する従業者の30パーセント以上の数の取扱主任者を置いている者

ウ 特例営業業者

(5) 第12条第1項ただし書の規定に基づき、営業所に前条第3号の部品交換後の点検確認業務を委託する場合には、第1号(「法人又はその役員」は「営業所又はその管理者」を含むものとする。)を満たし、遊技機管理員を保有する営業所

指定部品のみ使用

(部品交換及び点検確認業務)

第12条 製造業者は、部品交換後の点検確認業務を委託する場合、

新台販売業者、確認業者又は特例営業業者に委託しなければならぬ。ただし、特定部品以外に関する点検確認業務については、指定営業所に委託することができる。

2 第1項ただし書に定めるときを除き、部品交換後の点検確認業務は、新台販売業者若しくは確認業者に所属する取扱主任者又は取扱管理者に限るものとする。

3 第1項ただし書の業務については、遊技機管理員に限るものとし、交換する部品は、その対象となる遊技機の型式の同一性を保証するため、日工組又は日電協が別に指定した部品のみを使用するものとする。

(取扱管理者及び遊技機管理員)

第13条 新台の設置確認業務及び部品交換後の点検確認業務について、取扱管理者は、自ら管理する営業所における場合に限り、行うことができる。

2 特定部品以外の点検確認業務について、遊技機管理員は、その

所属する営業所における場合に限り、行うことができる。

「設置」「交換」等の様式

(書類の作成及び保管)

第14条 要綱第7条第3項、第8条第2項及び第9条第2項に基づき製造業者が作成する書類の様式は、遊技機運送管理票については別記様式1及び別記様式2、遊技機設置確認書については別記様式3及び別記様式4並びに部品交換確認書については別記様式5及び別記様式6のとおりとする。

2 製造業者は、受託業者に対して、前項で定める遊技機運送管理票、遊技機設置確認書若しくは部品交換確認書又は別記様式7及び別記様式8で定める部品交換確認書(指定営業所用)に必要な事項を記入作成させ、原本を提出させると共に、その写しを保管させなければならぬ。

(指定業者一覧表の提出)

第15条 製造業者は、業務委託を行うときは、新台販売業者一覧(別記様式9)、指定運送業者一覧(別記様式10)又は設置確認・点検確認業者一覧(別記様式11)に従い、その委託先として指定した全ての

業者名を記載した指定業者一覧表を作成し、加盟組合に提出しなければならない。

(別記様式1〜別記様式11は省略)

(準用)

第16条 要綱第6条、第7条第2項、第8条第1項及び第3項並びに第9条第1項及び第3項は、委託した業務に準用する。この場合において、「製造業者」とあるのは「受託業者」と読み替えるものとする。

(情報の共有)

第17条 日工組及び日電協は、業務委託に関し、必要な情報を交換するなど、相互に協力することとする。

(報告)

第18条 製造業者は、受託業者が不適切な業務を行った又は行った疑いがあると認知したときは、事実関係を速やかに確認し、加盟組合に報告しなければならない。

(組合の措置)

第19条 前条の報告を受けたときは、日工組及び日電協が協議の上対応するものとし、必要に応じて関係団体に報告し、当該受託業者が加盟する団体に対し事案の解明について協力を求めるものとする。

(処分)

第20条 日工組及び日電協は、前条の事案の解明がなされたと料する場合は、必要な措置をとるものとする。

2 製造業者において、受託業者の管理に過失があると認められたときは、日工組及び日電協の内規に従い処分を行うものとする。

(改正)

第21条 この規程を改正する場合は、日工組及び日電協が協議の上、行うものとする。

(補則)

第22条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するため必要な事項は、日工組及び日電協が協議の上、定めるものとする。

附則

制定 平成28年2月1日
施行 平成28年4月1日

(経過措置)

遊技機管理員については、この規程の施行の日から、遊技機管理員を保有する営業所の数が、日工組及び日電協が十分であると認めらるまでの当分の間、営業所管理者を遊技機管理員とみなす。